

令和8年4月

事業主各位

公益社団法人 建設荷役車両安全技術協会
奈良県支部
〒630-8124 奈良県奈良市三条桜町 29-3
TEL:0742-93-5181 FAX:0742-93-5181

特定自主検査「事業内検査者資格取得研修」 (フォークリフト) 実施のご案内

時下、益々ご清栄の事とお慶び申し上げます。

さて、標記研修会を下記要領により開催いたしますので、ご案内致します。

記

- 日時 学科 令和8年6月4日(木)・6月5日(金)
実技 令和8年6月6日(土)
- 場所 学科 (公社)建荷協奈良県支部 (奈良市三条桜町 29-3)
実技 トヨタL&F奈良(株) (奈良県磯城郡田原本町唐古 296-1)
- 受講資格と研修コース
「受講資格」は、別紙『研修の受講資格と研修時間』をご参照ください。
今回の研修は14時間コースを実施しますので、9.5時間及び8.5時間受講の方は承諾書を提出の上14時間コースを受講していただきます。受講料は、9.5、8.5時間講習の料金といたします。
- 定員 10名
- 受講料(テキスト代込み、消費税別)

研修コース	14時間コース	8.5時間 9.5時間コース
	建荷協 会員	54,890
建荷協 会員以外	58,960	53,900

- 受講申込みについて

別紙2で受講資格を確認のうえ、『**仮申込書兼本申込書類送付依頼書**』により**FAX、WEB添付にて**お申込下さい。改めて本申込に必要な書類をご提出いただきます。受講料は受講確定後、適格請求書を発行しますので受講日までにご入金ください。キャンセルの場合ご連絡をお願いします。キャンセル規定はしおりでご確認ください。

2. 研修の受講資格と研修時間

受講者の経歴・取得済み資格に応じた研修の種類ごとの研修時間数は次のとおりです。
 各欄の時間は、資格取得のための最低研修時間（学科＋実技）を示します。○印は、その資格で当該機械の特自検の資格が認められ研修・経験が不要であることを示します。
 経験年数欄は、受講に必要な当該機械の点検又は整備の経験年数を示します。取得済み資格が指定されている場合の経験年数は資格取得後の必要経験年数です。なお、〔 〕は設計又は工作の経験年数を示します。
 h：時間

研修の種類		車両系荷役運搬機械		車両系建設機械				高所作業車	検査実習台数			
		フォークリフト	不整地運搬車	積込み用、掘削用 及び解体用	基礎工事用	締固め用	コンクリート打設用					
受講者の経歴・取得済み資格		経験年数										
大学又は高専で、工学に関する学科を専攻し卒業した者		2年以上 〔5年以上〕	14h	14h	14h	14h	14h	14h	14h	3		
高等学校で、工学に関する学科を専攻し卒業した者		4年以上 〔7年以上〕	14h	14h	14h	14h	14h	14h	14h	3		
当該機械の点検、整備又は設計、工作経験のある者		7年以上 〔10年以上〕	14h	14h	14h	14h	14h	14h	14h	3		
当該機械の運転経験；10年以上の者		不要	14h	14h	14h	14h	14h	14h	14h	3		
職業能力開発促進法	旧職業訓練法	産業機械工学科又は運輸装置科の指導員訓練修了者	1年以上	○	○	○	○	○	9.5h	9.5h	2	
	建設機械科の職種に係る職業訓練指導員免許取得者	1年以上	9.5h	○	○	○	○	○	9.5h	9.5h	2	
	建設機械整備科の訓練修了者	1年以上	9.5h	○	○	○	○	○	9.5h	9.5h	2	
	建設機械整備に係る1級又は2級の技能検定合格者	1年以上	9.5h	○	○	○	○	○	9.5h	9.5h	2	
	産業車両整備に係る1級又は2級の技能検定合格者	不要	5.5h	—	—	—	—	—	—	—	2	
	建設業法	建設機械施工管理技術検定 (旧 建設機械施工技術検定)	1級第2次検定合格者	1年以上	9.5h	○	○	○	○	9.5h	9.5h	2
			2級第1種第2次検定合格者	1年以上	9.5h	○	○	8.5h	8.5h	9.5h	9.5h	2
			2級第2種第2次検定合格者	1年以上	9.5h	○	○	8.5h	8.5h	9.5h	9.5h	2
			2級第3種第2次検定合格者	1年以上	9.5h	○	○	8.5h	8.5h	9.5h	9.5h	2
			2級第4種第2次検定合格者	1年以上	9.5h	○	8.5h	8.5h	○	9.5h	9.5h	2
2級第5種第2次検定合格者			1年以上	9.5h	○	8.5h	8.5h	8.5h	9.5h	9.5h	2	
労働者	職業訓練法	1級四輪自動車整備士 2級ガソリン自動車整備士 2級ジーゼル自動車整備士	1年以上	9.5h	9.5h	9.5h	9.5h	9.5h	9.5h	9.5h	3	
		港湾荷役科の訓練修了者 (フォークリフトの訓練受講者に限定) フォークリフト運転科修了者	4年以上 〔7年以上〕	14h	—	—	—	—	—	—	—	3
大臣が定める基準局長が認める者	特定自主検査事業者	1級2輪自動車整備士 2級2輪自動車整備士 2級3輪自動車整備士 3級3輪自動車整備士 3級自動車シャシ整備士 3級自動車ガソリン・エンジン整備士 3級自動車ジーゼル・エンジン整備士 3級2輪自動車整備士 3級軽自動車整備士	4年以上	14h	14h	14h	14h	14h	14h	14h	3	
		3級自動車シャシ整備士の技能検定に合格し、かつ、 3級自動車ガソリン・エンジン整備士又は 3級自動車ジーゼル・エンジン整備士の技能検定合格者	3年以上	9.5h	9.5h	9.5h	9.5h	9.5h	9.5h	9.5h	3	
		職能開法；コンクリート圧送施工に係わる 1級又は2級技術検定合格者	不要	—	—	—	—	—	14h	—	3	
		運転免許(大型、普通、大特)取得10年以上で フォークリフトの運転経験5年以上	不要	14h	—	—	—	—	—	—	5	
特定自主検査事業者	検査者資格保有者	検査業者検査員研修講師(当該機械)	不要	○	○	○	○	○	○	○	—	
		車両系荷役運搬機械	フォークリフト	—	9.5h	9.5h	9.5h	9.5h	9.5h	9.5h	9.5h	2
			不整地運搬車	9.5h	—	9.5h	9.5h	9.5h	9.5h	9.5h	9.5h	
		車両系建設機械	整地・運搬積込み用、掘削用及び解体用	9.5h	○	—	9.5h	9.5h	9.5h	9.5h	9.5h	
			基礎工事用	9.5h	○	9.5h	—	9.5h	9.5h	9.5h	9.5h	
			締固め用	9.5h	9.5h	9.5h	9.5h	—	9.5h	9.5h	9.5h	
			コンクリート打設用	9.5h	9.5h	9.5h	9.5h	9.5h	—	9.5h	9.5h	
高所作業車	9.5h		9.5h	9.5h	9.5h	9.5h	9.5h	—	—			

(注) 現に車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)の特定自主検査を行う資格を有する者は、車両系建設機械(整地・運搬・積込み用、掘削用及び解体用)の資格を有しているものとみなされます。